

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤 洋子 外43名

被告 東京都知事 外4名

準備書面(4)

2006(平成18)年2月16日

東京地方裁判所 民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明

弁護士 大 川 隆 司

弁護士 羽 倉 佐 知 子

弁護士 土 橋 実

弁護士 只 野 靖

弁護士 谷 合 周 三

ほか28名

1 水源地域対策特別措置法(水特法)に基づく負担金〔請求の趣旨第1項(2)、第3項(2)〕について

(1) 支出(命令)の原因となる行為について

ア ハツ場ダムは、1986(昭和61)年3月、水特法に基づく指定ダムとなり、1995(平成7)年12月、ハツ場ダムに係る水源地域整備計画が公示された。

イ 東京都は、水特法 12 条に基づき、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県との間で、平成 8 年 2 月 22 日付で水源地域整備事業に関する協定書（乙 13）及び覚書（乙 29）を締結した（以下、この協定書及び覚書をあわせて「本件水特法協定」という。）。

ウ 東京都は、本件水特法協定に基づく平成 15 年度及び 16 年度の各負担金について、群馬県からの協議に同意して、都の負担金額を決定した（乙 31 の 1・2、乙 32 の 1・2、乙 33 の 1・2、乙 34 の 1・2、乙 40 の 1・2、乙 41 の 1・2）。

（2）支出命令が違法となることについての主張

上記（1）ウに基づく支出命令（以下単に「支出」という。）が違法となる根拠は以下のとおりである。

ア 支出自体が財務会計上の義務に違反して違法

不合理なハッ場ダム建設計画を前提とする支出自体が、地方財政法 4 条、適時政策再評価・反映義務（政策見直し義務）に違反して、違法である。

すなわち、東京都知事は、自ら本件水特法協定を締結し、群馬県からの協議に同意して、上記支出を行っているところ、東京都知事が、地方財政法 4 条、上記義務に基づき、本件水特法協定を締結せず、あるいは見直して解消し、また、群馬県からの協議を拒否すべきであったのに、かかる義務を怠って行った支出は、それ自体違法であり、今後行われる支出も違法である。

なお、東京都水道局長は、東京都知事によるかかる違法な決定に基づく支出をしてはならない義務があるのに、これを怠って支出を行っている以上、その支出も違法である。

イ 原因行為の瑕疵等

（ア）民法 93 条による無効

支出の原因となる本件水特法協定、ないし、都と群馬県との協議と同意は、これを締結した各当事者においては、本件ハッ場ダム建設事業が、東京都にとって必要のない事業であることを当然知っており、または、知り

得べきであるから、民法93条により無効である。したがって、同協定等に基づく支出は違法である。なお、東京都知事も、東京都水道局長も、無効な本件水特法協定等には拘束されない。

(イ) 原因行為の瑕疵

本件ハッ場ダム事業は、利水上も、治水上も必要性はなく、また、中和生成物の堆砂等により堆砂が早期に進行すること、ダムサイト地盤の脆弱さ等から安全性が確保されていないこと、地滑りの危険があること、貴重な環境の破壊をもたらすこと等の問題があるため、ダム建設事業としての必要性がないばかりか、環境破壊等をもたらす、完成に至るまでに建設費用等がどこまで増加するか予測不可能な事業であり、ダム建設が完了してしまった場合には回復不可能な経済的、社会的損失をもたらす有害な事業であって、かかるダム建設計画を前提とする本件水特法協定、ないし、都と群馬県との協議と同意には、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するから、かかる協定等に基づく支出は、違法である。

2 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金(本件基金)の負担金〔請求の趣旨第1項(3)、第3項(3)〕について

(1) 支出の原因となる行為について

ア 昭和51(1976)年12月22日、国及び1都5県が本件基金を設立した(乙14)。

イ 東京都は、本件基金、群馬県等との間で、平成2(1990)年8月1日、協定書(乙15)を締結した(以下「本件基金協定」)。

ウ 東京都は、本件基金協定に基づく平成15年度及び16年度の各負担金について、本件基金、群馬県等との間で細目協定、本件基金との間で覚書(乙16の1、乙52、乙16の2、乙60)を締結した。

(2) 支出が違法となることについての主張

上記(1)ウに基づく支出が違法となる根拠は以下のとおりである。

## ア 支出自体が財務会計上の義務に違反して違法

不合理なハッ場ダム建設計画を前提とする支出自体が、地方財政法4条、適時政策再評価・反映義務（政策見直し義務）に違反して、違法である。

すなわち、東京都知事は、自ら本件基金協定を締結し、各年度の細目協定及び覚書を締結して、上記支出を行っているところ、東京都知事が、地方財政法4条、上記義務に基づき、本件基金協定を締結せず、あるいは、見直して解消し、あるいは、細目協定ないし覚書の締結を拒否すべきであったのに、かかる義務を怠って行った支出は、それ自体違法であり、今後行われる支出も違法である。

なお、東京都水道局長は、東京都知事によるかかる違法な決定に基づく支出をしてはならない義務があるのに、これを怠って支出を行っている以上、その支出も違法である。

## イ 原因行為の瑕疵等

### （ア）民法93条による無効

支出の原因となる本件基金協定、ないし、都と本件基金との細目協定は、これを締結した各当事者においては、本件ハッ場ダム建設事業が、東京都にとって必要のない事業であることを当然知っており、または、知り得べきであるから、民法93条により無効である。したがって、同協定等に基づく支出は違法である。なお、東京都知事も、東京都水道局長も、無効な本件基金協定等には拘束されない。

### （イ）原因行為の瑕疵

前記のとおり、本件ハッ場ダム建設計画は必要性がないばかりか、経済的、社会的損失をもたらす有害な事業であって、かかるダム建設計画を前提とする本件基金協定、ないし、細目協定及び覚書には、著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するから、かかる協定等に基づく支出は、違法である。

以上